

国保コーナー 平成23年度国民健康保険税の年税額が決まりました

国保（国民健康保険）は、私たちが病気やけがをしたとき安心して医者さんにかかるように、普段からお金（保険税）を出し合い、お互いに助け合っているという制度です。本年度の国保税率（額）は、増加傾向にある医療費に対し、貯金（国民健康保険事業基金）を可能な限り使って加入者の方の保険税額が急激に上がらないよう、次のとおり決定しました。

	年度	1 所得割	2 均等割	3 平等割	
医療給付費分	H23	6.95%	22,600円	18,100円	1【所得割】世帯の前年所得に応じた計算 2【均等割】世帯の加入者数に応じた計算 3【平等割】一世帯あたりにいくらかと計算
	H22	(6.47%)	(22,100円)	(17,400円)	
後期高齢者支援金分	H23	2.62%	9,000円	7,000円	
	H22	(同額)	(同額)	(同額)	
介護納付金分	H23	1.95%	8,500円	4,600円	
	H22	(1.55%)	(7,500円)	(4,200円)	

【注】下段は参考

必要とする保険税

↓

本算定

基金(貯金)

↓

保険税(左表)

○ 保険税の本算定について

年度当初には、前年度所得が確定していませんので、4月から6月までの間は「仮算定期間」として前年度分の年税額を月割計算して納付頂きます。そして、7月の「本算定」により、各世帯の年税額が確定します。その確定額から仮算定期間分の税額を差し引いて、残りの月数（9ヶ月）で割った額を月々納付して頂くことになります。

なお、最高限度額は「医療分」は51万円、「支援金分」は14万円、「介護分」は12万円です。

○ 保険税の年額算出例

【例】4人家族で、世帯主の給与月収が25万円、配偶者、子供2人とも収入が無い場合

* 年齢条件：世帯主（40歳代）、妻（40歳代）、子供2人（未成年）

* 給与年収：300万円（25万円×12月）は所得では192万円になります

（医療分）	・ 所得割（192万円 - 33万円）× 6.95%	=	110,505 円	+ + で 年税額 356,200 円 となります。
	・ 均等割 22,600円 × 4人	=	90,400 円	
	・ 平等割 1世帯あたり	=	18,100 円	
	計		219,000 円	
（支援金分）	・ 所得割（192万円 - 33万円）× 2.62%	=	41,658 円	+ + で 年税額 356,200 円 となります。
	・ 均等割 9,000円 × 4人	=	36,000 円	
	・ 平等割 1世帯あたり	=	7,000 円	
	計		84,600 円	
（介護分）	・ 所得割（192万円 - 33万円）× 1.95%	=	31,005 円	+ + で 年税額 356,200 円 となります。
	・ 均等割 8,500円 × 2人	=	17,000 円	
	・ 平等割 1世帯あたり	=	4,600 円	
	計		52,600 円	

介護分は40～64歳の方が対象

○ 低所得者に対する軽減について

世帯の前年所得が下表に該当する場合、均等割と平等割を軽減します。

軽減割合	前年の世帯の総所得額
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円 + 24万5千円 × 〔世帯主を除く被保険者数〕以下
2割軽減	33万円 + 35万円 × 〔世帯主を除く被保険者数〕以下

■ お問い合わせ先 / 健康福祉課 有線31-5121 電話54-2511
税務課 有線20-4257 電話52-2671

ひとり親家庭を支援します ～児童扶養手当制度について～

この制度は、ひとり親家庭の生活の安定と児童のすこやかな成長を支援するための制度です。手当の支給を受けるためには、役場で支給申請手续が必要です。

■ 手当を受けることができる人（支給要件）

次の2つの要件に該当する児童を養育するひとり親家庭の父母、もしくは父母に代わって養育している人です。

要件1【年齢】満18歳に到達した年度の3月31日まで

要件2【状況】次のいずれかに該当している

父母が離婚している 父または母が死亡している
父または母が重度の障がいにある 父または母の生死が不明である
父または母が子育てを放棄している 婚姻によらないで生まれた
父または母が1年以上拘禁されている 妊娠時の状況等が不明で父母が明らかでない

■ 手当額（月額）

・ 全部支給 41,550円
・ 一部支給 41,540円～9,810円

左記の金額は、対象児童が1人の場合です。
第2子は月額5,000円、第3子以降は1人
月額3,000円ずつ加算されます。

■ 所得制限

前年の所得が一定以上あるときは、その年度（8月から翌年7月まで）の手当の一部または全部が支給停止になります。

■ 手当の支給

手当は、認定されると請求された月の翌月分から支給されます。

現在認定中の方は、毎年8月に現況届を提出してください。

■ お問い合わせ先

奥出雲町福祉事務所 福祉係
有線：31-5374 / 電話：54-2541

障がいをお持ちの方へ手当を支給します

特別障害者手当 月額 26,340円
20歳以上で著しく重度の障がいがあり、常時特別な介護を必要とする方（施設入所者や病院等に継続して3ヶ月を超えて入院している方を除く）

特別児童扶養手当
1級 月額 50,550円
2級 月額 33,670円
20歳未満の障がい児の父母等が、当該児童を監護・養育する場合（施設入所者を除く）

障害児福祉手当 月額 14,330円
20歳未満で重度の障がいがあり、常時介護を必要とする方（施設入所者を除く）

■ 現況届の提出について

手当を受給中の方は、毎年8月に、受給資格者の現況及び前年中の収入状況を「現況届」に記入して提出してください。（用紙は8月上旬にお届けします）

■ 所得制限について

本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が、制限額以上あるときは、その年の8月分から翌年7月分までの手当が支給停止となります。

■ お問い合わせ先

奥出雲町福祉事務所 生活支援グループ
有線：31-5370 / 電話：54-2541